前橋市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

令和4年3月2日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(次条において「事業」という。)に要する 経費の財源に充てるため、前橋市企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

- 第2条 事業に対する法人からの寄附金の全部又は一部は、基金として積み立てるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める 額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金 に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一 部を処分することができる。 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。